
横浜市こども青少年局 会計年度任用職員 (こども家庭課 こども家庭係事務補助業務) 募集要項

1 職務内容及び募集人員

こども家庭係 事務補助業務	1 ひとり親家庭支援事業の事務補助（申請書類確認、申請者架電ほか） 2 各種事業・庶務関係の簡易な起案 3 パマトコからの申請対応（申請受付・不備修正案内ほか） 4 課の庶務等の事務作業の補助 電話の取次ぎ、郵便物の仕分け・発送、その他作業補助 5 こども家庭係の事務補助（18区こども家庭支援課長・係長会など会議の補助など） 6 その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）	1 人
------------------	---	-----

2 応募資格

パソコンの基本操作（エクセル、ワードの入力、端末操作など）能力があること、窓口・電話対応ができること

3 勤務条件及び報酬等

身 分	地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員
任用期間	令和8年10月1日～令和9年3月31日
勤務時間	午前9時00分～午後4時00分（休憩時間 正午～午後1時）
勤 務 日	日曜日、土曜日及び祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く週5日
勤務場所	市庁舎13階 こども青少年局こども家庭課（横浜市中区本町6-50-10）
給 与	日額 8,784円（時給：1,464円）※通勤費用（実費相当額）を別途支給 （令和8年度実績額） ※任用期間中に報酬が変更となる可能性があります。
各種手当	通勤手当等 ※本市規定による
休 暇	年次休暇等
社会保険	健康保険（横浜市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険
その他の勤務条件	横浜市区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

4 欠格事由

地方公務員法第16条等に定める採用に関する欠格事由に該当する場合には、任用を行うことができません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者

5 応募方法

受付期限	令和8年8月21日（金）17時まで（書類必着）
提出書類	(1) 会計年度任用職員申込書 (2) 選考申込書[別紙] ※ 所定の様式となりますので、横浜市ホームページからダウンロードしてください。 ※ <u>提出書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。</u> (3) 封筒1通（長3封筒） ※ 一次選考結果及び二次選考日程を通知します。 ※ 表面に、郵便番号、住所、氏名を記載し、110円分の切手を貼付してください。
申込受付	提出先：横浜市子ども青少年局子ども家庭課（市庁舎13階） 提出方法：・持参（平日の8時45分から17時まで） 3階の総合受付で入館証を受け取り、Aエレベーターで13階まで上がり受付の電話でお呼び出してください） ・郵送（簡易書留又は特定記録をご利用ください。）

6 選考方法

一次選考として書類審査を行い、一次選考の合格者を対象に二次選考として面接を行います。

一次選考	書類審査	一次選考の結果は、令和8年8月26日（水）以降に文書で結果を通知します。
二次選考	面接	実施日：令和8年9月3日（木）、4日（金）の指定する日時 会場：市庁舎会議室を予定 （時間等の詳細は一次選考結果の通知に記載します。） 二次選考の結果は9月14日（木）以降に文書で結果を通知します。

7 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市子ども青少年局子ども家庭課 担当：小西・木村

電話：045-671-2390 F A X：045-681-0925